

別紙 2

【別表第 2 (1 7 条関係)】

種別	区分		汚水排除量認定の基準		
	種別	定義			
家事汚水	第 1 種	水道水以外の水を使用する場合	世帯員 1 人につき 8 立方メートル		
	第 2 種	水道水と水道水以外の水を併用する場合	世帯員 1 人につき 3 立方メートル		
団体汚水			従業員 13 人まで 40 立方メートル	浴槽（浴場用を除く。）は 1 個につき 8 立方メートル	人員による認定が実際排除量に比較して著しく少ない場合は、業態、使用状況、ポンプ能力等を勘案して市長が定める基準
			1 人増すごとに 3 立方メートル		
営業汚水	第 1 種	構成員 1 人当たり汚水排除量の比較的多い業種	構成員 5 人まで 100 立方メートル	水洗式大便器は 1 個につき 10 立方メートル 水洗式小便器は 1 個につき 4 立方メートル	
			1 人増すごとに 20 立方メートル		
	第 2 種	構成員 1 人当たり汚水排除量の普通の業種	構成員 4 人まで 40 立方メートル	水洗式大小便兼用器は、1 個につき 14 立方メートルをそれぞれ加算する。	
			1 人増すごとに 10 立方メートル		

	第3種	構成員1人当たり 汚水排除量の比較 的少ない業種	構成員3人まで 20立方メートル 1人増すごとに 4立方メートル		
工業汚水	第1種	従業員1人当たり 汚水排除量の比較 的多い業種	従業員10人まで 200立方メートル 1人増すごとに 20立方メートル		
	第2種	従業員1人当たり 汚水排除量の比較 的少ない業種	従業員10人まで 100立方メートル 1人増すごとに 10立方メートル		
浴場汚水		公衆浴場法に定め る浴場	浴場1平方メート ルにつき 8立方 メートル		
その他の汚水			業態、使用状況、ポンプ能力等を勘案して市長が定 める基準		